

# 被扶養者認定調査届出書

記入例

A. 家族構成（被扶養者として認定されている、いないにかかわらず全員について）

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	年収	世帯区分	1ヶ月の所要生活費
大倉太郎	本人	S51.8.13	42	/	480万円	/	約 250,000 円
大倉美恵子	妻	S56.12.7	37	会社員	380万円	同居・別居	生活費負担者と負担額
大倉陽子	長女	H16.5.13	15	中学3年	無	同居・別居	（大倉太郎が 150,000 円）
大倉健太	長男	H19.10.26	11	小学5年	無	同居・別居	
大倉章江	母	S26.11.22	67	農業	60万円	同居・別居	（大倉美恵子が 100,000 円）
						同居・別居	

B. 18歳以上の認定対象者について（該当する項目に○印又は必要事項を記入してください。）

認定対象者氏名（続柄）	大倉章江（母）	（ ）
扶養することになった理由（年月日）	① 退職（ . . . ） ② 結婚（ . . . ） ③ 雇用保険受給終了 ④ 無職 ⑤ その他（父が亡くなったため）	① 退職（ . . . ） ② 結婚（ . . . ） ③ 雇用保険受給終了 ④ 無職 ⑤ その他（ ）
今まで加入していた保険の種類	① 組合健保 ② 協会けんぽ ③ 国保 ④ 共済 ⑤ その他（ ）	① 組合健保 ② 協会けんぽ ③ 国保 ④ 共済 ⑤ その他（ ）
今までの生活費について	① 自分で働いて生活していた ② 雇用保険を受給していた ③ 別の者に扶養されていた （誰に：氏名 大倉秀夫 続柄父） ④ その他（ ）	① 自分で働いて生活していた ② 雇用保険を受給していた ③ 別の者に扶養されていた （誰に：氏名 続柄） ④ その他（ ）
現在の健康状況について	健康・通院中・入院中・特別施設へ入居中	健康・通院中・入院中・特別施設へ入居中
雇用保険の状況について	① 受給中 （年月日～年月日まで） ② 待機中 （年月日～年月日まで） ③ 期間延長中 ④ 未受給 ⑤ 受給しない（又は受給資格がない）	① 受給中 （年月日～年月日まで） ② 待機中 （年月日～年月日まで） ③ 期間延長中 ④ 未受給 ⑤ 受給しない（又は受給資格がない）
現在の職業について	無職・農業・自営業・アルバイト パート・その他（ ）	無職・農業・自営業・アルバイト パート・その他（ ）
収入について	年金等受給の場合	年金の種類と金額
	年金の種類別	① 厚生年金（年額 円） ② 国民年金（年額 500,000 円） ③ 恩給（年額 円） ④ 共済年金（年額 円） ⑤ その他（個人・企業年金等）の年金 （種類 年額 円）
		① 厚生年金（年額 円） ② 国民年金（年額 円） ③ 恩給（年額 円） ④ 共済年金（年額 円） ⑤ その他（個人・企業年金等）の年金 （種類 年額 円）
		老齢年金・遺族年金・障害年金

収入	勤労収入がある場合	就労形態 正規・嘱託・パート・アルバイト その他（ ）	正規・嘱託・パート・アルバイト その他（ ）	
	賃金・給与等について	給与・賃金・アルバイト料 (支給月額 円) 賞与 (ある・ない) (支給年額 円)	給与・賃金・アルバイト料 (支給月額 円) 賞与 (ある・ない) (支給年額 円)	
についで	その他の収入	収入金額 (年額 100,000 円) 種類: 農業・林業・漁業 水田 (20 a) 畑 ( a) 果樹園 ( a) 山林 ( ha) 畜産 ( ) その他 ( ) 名義人 (氏名 大倉章江 続柄母 )	収入金額 (年額 円) 種類: 農業・林業・漁業 水田 ( a) 畑 ( a) 果樹園 ( a) 山林 ( ha) 畜産 ( ) その他 ( ) 名義人 (氏名 続柄 )	
		自営業収入	事業の種類 ( ) 収入金額 (年額 円)	事業の種類 ( ) 収入金額 (年額 円)
	退職一時金	退職金額 ( 円) 支給時期 ( 年 月 日)	退職金額 ( 円) 支給時期 ( 年 月 日)	
	不動産賃貸収入	収入金額 (年額 円)	収入金額 (年額 円)	
	利子・配当収入	収入金額 (年額 円)	収入金額 (年額 円)	
	場合	その他の臨時収入 (譲渡・土地売却等)	収入の種類・理由 ( ) 収入金額 ( 円)	収入の種類・理由 ( ) 収入金額 ( 円)

C. 別居の場合 (被保険者と別居している場合は必ず記入してください。)

別居先の住所	愛媛県川之江市〇〇町869-4	
同居者氏名・続柄	大倉章江 続柄 (母)	続柄 ( )
	続柄 ( )	続柄 ( )
	続柄 ( )	続柄 ( )
生活費の援助	被保険者から毎月 50,000 円 臨時に 200,000 円 仕送り方法 銀行振込・郵便 (現金書留等)・手渡し・その他 ( )	

令和 元年 5月 13日

以上のとおり届け出ます。なお、虚偽の届出により保険給付を受けたことが判明したときは、健康保険法第67条の2 (不正利得の徴収) により、保険給付に要した費用の全額を徴収されても異議ありません。

被保険者の所属 丸亀第五工場

被保険者の住所 丸亀市中津町1234番地の3

被保険者の氏名 大倉太郎



印